

滋賀県広告等事業実施要綱

制定 平成20年4月9日 滋財第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県有施設、県の印刷物、イベント等の事業等を広告媒体として活用し、企業、団体等（以下、「民間事業者等」という。）の広告等の設置または掲載を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県有資産等への広告等の設置または掲載は、民間事業者等との協働による県民サービスの向上および民間事業者等の事業活動を促進することによる地域経済の活性化を図るとともに、併せて県が実施する事業の経費節減および新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県有資産等 県が保有している物件その他の資産（権利を含む。）および県が行う事務事業をいい、広告媒体として活用が可能なものを全て対象とする。
- (2) 広告等 広告媒体に掲載または掲出する民間事業者等の広告または広告媒体を活用して企業名、商品名等を告知することをいう。
- (3) 広告主等 広告等を実施する広告主または広告代理店をいう。
- (4) 実施部局長 滋賀県公有財産事務規則（昭和40年滋賀県規則第1号）第2条第2項第1号および第2号に規定する部局または地方機関の長をいう。

(県有資産等の適正な活用)

第4条 広告等の設置または掲載を行う者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）、滋賀県公有財産事務規則（昭和40年滋賀県規則第1号）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）その他関係法令等の定めるところに従い、県有資産等を適正に活用しなければならない。

(広告等の範囲)

第5条 対象とする広告等は、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるものまたはそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 誇大または虚偽であるもの
- (7) 不当な比較またはひぼう中傷となるもの
- (8) 県が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれがあるもの
- (12) 内容および責任の所在が不明瞭なもの

(13)その他、広告等として不相当であると実施部局長が認めるもの

2 次の各号に定める業種または事業者の広告等は、取り扱わないものとする。

(1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により、風俗営業と規定される業種

(2) 消費者金融

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

(6) 各種法令に違反しているもの

(7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(8) 社会問題を起こしている業種や事業者

(9) その他実施部局長が適当でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告等の範囲に関し必要な基準は、実施部局長が別に定める。

（広告媒体の選定）

第6条 対象とする広告媒体の選定は、それぞれの実施部局長が別に定める。

（広告の規格等）

第7条 広告等の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに実施部局長が別に定める。

（広告等の募集方法等）

第8条 広告等の募集方法、予定価格および選定方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じて、実施部局長が別に定める。

（広告等の料金）

第9条 広告等の料金の基準となる額は、実施部局長が別に定めるものとする。

2 広告等料金は、滋賀県行政財産使用料条例に基づく使用料を徴収する場合またはその他の条例等で定める使用料および手数料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

3 広告主等は、広告等の料金を県が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

4 既に納入された広告等料金は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

（広告主等の責務）

第10条 広告主等は、広告等の内容その他広告等に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主等は広告等に関し、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任および負担において解決しなければならない。

3 広告等の内容が、第5条に定める基準に抵触した場合で、広告等を中止するときは、これに伴う費用は広告主等が負うものとする。

（広告等の設置または掲載の取り消し）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告等の実施期間中であっても、広告等の設置または掲載を中止し、契約を解除することができる。

(1) 実施部局長が指定する期日までに掲載する広告等の提出がないとき。

(2) 広告主等が県の社会的信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (3) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主等の倒産、破産等により実施する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主等が取り下げを申請したとき。
- (6) その他、県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第12条 広告等の内容、実施等について審査するため、滋賀県広告等審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

- 2 審査会の委員長は総務部次長を、委員は広報課長、県民生活課長、人権施策推進課長、子ども・青少年局主席参事、都市計画課長および財政課長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体または審査する内容に関連する所管の課長もしくは相当する職を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、広告等の設置または掲載について、疑義が生じた場合等において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告等の設置または掲載を実施するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見または説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。